



住民参加型まちづくりファンド支援業務に期待すること

東京大学大学院 都市工学専攻教授
西 村 幸 夫



住民参加型まちづくりファンド支援業務とは

住民参加型まちづくりファンド支援業務とはどのようなものであるのかについては本特集号の紹介記事に詳しく掲載されているので、ここでは改めて詳述することは避けるが、ひとことでいうと官民協働によるまちづくり事業に国も支援する仕組みを整えてきたということである。ただし、まちづくり事業といつても幅が広いので、この仕組みでは、国土交通省が支援するという性格上、ハードに限定した支援を想定している。ハードとは、この制度では、景観形成やまちの魅力アップ、伝統文化の継承や歴史的施設の保全、観光振興や安心安全にかかわるまちづくりなどが想定されている。

官民協働とは、公益信託として設けられた公益的なまちづくりファンドで、官民からの資金供出がおこなわれているようなものが当初想定されていたが、必ずしも公益信託に限定せず、財団法人や社団法人といった公益法人のファンドも対象とされた。さらには、平成19年度募集分からは、市町村長が指定するNPO等の非営利法人や地方公共団体が設置する基金などにまで次第に拡げて適用されるようになってきている。

平成17年度募集分から第1回がスタートし、現在平成19年度募集分の第3回まで終えたところである。国の補助金を(財)民間都市開発推進機構(以下MINTO機構)が受け皿となって引き受け、MINTO機構が広く募集をして、機構の中に設けられた有識者による

「住民参加型まちづくりファンド選定委員会」が選考したまちづくりファンドの基金部分に資金拠出をおこなうというものである。MINTO機構の拠出金額の上限は原則として2,000万円(ただしまちづくりファンドの規模、助成等の対象を考慮し、必要と認められる場合には5,000万円まで可能)であるが、このほか、当該まちづくりファンドに対する地方公共団体の拠出金額を超えないことや当該ファンドの総資産額の3分の1以下といった条件がある。

当初より私は選定委員会の委員長を拝命し、委員として五十音順に、秋山をね氏(株式会社インテグレックス代表取締役)、内海麻利氏(駒澤大学法学部准教授)、佐藤滋氏(早稲田大学理工学部教授)、森野美德氏(都市ジャーナリスト)の四氏に参加いただいている。選考にあたっては、応募団体それぞれから個別のヒアリングを実施している。

これまでに資金拠出をした団体は平成17年度10団体、平成18年度9団体、平成19年度27団体となっている。助成団体の一覧は6頁に掲載されている。平成19年度に助成団体が倍増しているのは、国の予算が当初の3億円から平成19年度の10億円へと大幅にアップしたからである。

MINTO機構が間にはいっているとはいえ、これは基本的には国費を民間の公益活動に投入する仕組みであり、地方公共団体は直接はからまない仕組みになっている。国がこれほどの金額を都道府県や市町村を経由せずにファンドへそのまま支援するということは異例である。それほど官民協働のまちづくりへの期待は高まっているのだ。

ひとつの出発点としての

世田谷まちづくりファンド

なぜこのようなファンド支援の仕組みが発想されたのか。そのルーツは平成4年に設定された公益信託世田谷まちづくりファンドにある。

世田谷区は従来から民間主体のまちづくりの広が

特集

住民参加型まちづくりファンド支援業務

りに定評があるところだったが、政治や行政の関与をなるべく少なくしつつ民間への資金援助をおこなうためにはどのような方法があるのかを模索する中で、当時はほとんど利用されていなかった公益信託を官民の拠出で設立するという方法に行き着いたのである。

活動助成のための基金を積むということだけであれば、財団法人や条例による基金という手段もあり得るが、公金を支出するたびごとに議会や理事会の関与が避けられず、運営が市民の手から遠いところに止まるというおそれがある。こうした事態を避けるためには、公益信託として独立したファンドを設定し、官からの資金もここへ入れることによって、公益信託を運営するための独立した委員会である運営委員会のイニシアティブが十分に發揮されることになるからである。当時、世田谷まちづくりファンドのほか、函館色彩まちづくり基金、通称函館からトラスト(平成5年設定)などが模索の末に公益信託の道を選択して新たに歩み始めていた。

世田谷まちづくりファンドの特徴は公開審査会と中間活動発表会、そして最終活動発表会とすべてが公開で、透明に運営されていることである。こうした透明性と全体が一覧できる発表会スタイルが活動グループの横のつながりを強め、各まちづくり活動のレベルアップにおおきく貢献している。これ以降、全国各地に世田谷スタイルの公開審査会や活動発表会を実施するファンド(「まちづくりファンド」という名称そのものも世田谷に由来する)が増え、現在おそらく全国に世田谷型の運営スタイルをとるまちづくりファンドが30から40ほど存在していると考えられる。



世田谷まちづくりファンド最終活動発表会
(2004.4) の様子

世田谷まちづくりファンドによる活用事例

『多摩川福祉交流拠点』

【多摩川癒しの会】



高齢者や障害者が多摩川において野外用車椅子で遊ぶことを可能にするための拠点整備をしたもの。

『旧小田原代官屋敷のかまど』

【小田原表情隊】



地域の歴史・文化遺産である旧小田原代官屋敷を活用して、交流・情報発信活動拠点をつくるため、土間やかまどを整備したもの。

『自然博物館』

【特定非営利活動法人芦花公園花の丘友の会】



世田谷区内にある芦花公園にトンボ池自然博物館を整備したもの。

『守山小学校校庭のデッキ』



心を動かす魅力的な校庭・デッキを守山小学校にみんなで整備したもの。

写真提供：財団法人世田谷トラストまちづくり



世田谷まちづくりファンドは、これまで毎年、平均24団体に総額500万円を助成してきており、ファンドを受けた団体は平成20年3月現在、総計196団体にのぼっている。わたし自身も同ファンドの第2代運営委員長を務めていたので、その熱気はよく知っている。

住民参加型まちづくりファンド支援業務を立ち上げる際も世田谷まちづくりファンドはおおいに参考にされた。また、世田谷まちづくりファンドは第1回の資金拠出を受けた10団体のひとつでもある。世田谷まちづくりファンドが賞賛に値するところは、MINTO機構から資金拠出を受けた5,000万円をもとに「まちを元気にする拠点づくり部門」を新たに立ち上げ、助成額も従来の上限50万円からスケールアップし、上限500万円とその前段階での予備選考（10万円）を設けているといった点にある。MINTO機構からの資金を受け入れることによって同ファンドは、次なるステージへの飛躍の手がかりを手に入れたのである。

まちづくりファンドの全国への展開と 「新たな公」への期待

ここまで各ファンドの応募書類に改めて目を通してみると、地域住民の活動・交流拠点づくりを中心としたファンド（いわき市ふるさと振興基金、（財）大阪市都市工学情報センター、大口市ふるさとづくり基金、ひらど生き活きまちづくり基金など）、歴史的な町並みや建造物などの地域資源の活用をはかるファンド（公益信託印西市まちづくりファンド、公益信託能登町エンデバーファンド21、（財）兵庫県まちづくり技術センター、高梁市文化振興基金、岸和田市歴史的町並み保全基金、高野町環境維持基金、加賀市まちづくり振興基金、南丹市かやぶきの里保存基金など）、みどりのまちづくりをすすめるためのファンド（（財）名古屋市みどりの協会、（財）東京都公園協会など）、協働のまちづくりそのものをすすめるための支援ファンド（長井まちづくり基金、洲本市元気のもと基金、公益信託那覇市NPO活動支援基金、（財）やまぐち県民活動きらめき財団など）が多数派を占め、このほか伝統文化の保存や地区防犯などの目的を併記しているファンドが続いている。

この支援事業はまだ始まって3年を経過したばかり

なので、安易な総括は控えたいが、官民協働のステージづくりは確実に全国で進みつつある。同時に、従来型の市町村条例による基金も、こうした支援を得ることを契機にたんなる資金援助組織から、活動と一緒に支えるパートナーとしての役割へとステップアップして欲しいと願っている。

公共性をささえるのが在来型の行政組織だけであるという時代は終焉を迎えつつある。官の側もそうした負担に堪えきれなくなりつつあるし、民の側もたんなる要求や参加を越えて主体的に公共的な場へ進出することを選択しつつある。従来型のボランティアもたんなる非営利活動であることに止まらず、持続可能な活動資金を獲得できる一人前の法人として成長する道を歩み始めているところもでてきつつある。そして初めて、ソフトな活動のみならずハードな環境整備にまで官民協働で手が出せるようになるのだ。

現在、閣議決定をまつばかりになっている新しい国土形成計画も、その柱のひとつに「新たな公」を挙げている。住民参加型まちづくりファンド支援業務は、まさしくそのような新しい公共の育成を目指した制度であるし、そのような制度の主軸としておおきく育って欲しいと思う。また、ハード事業ばかりでなく、住生活を包含する多様なまちづくり活動を総合的にサポートできるような制度に制度の側も将来は発展して欲しいと思う。

そのためにもしっかりとしたファンドやまちづくり活動支援制度がさらに多くの土地に根付き、公益的な活動を行うNPOが排出してくることを望みたい。

「住民参加型まちづくりファンド支援業務」の概略は次頁の通りです。

詳しくは下記までお気軽にお問い合わせ下さい。

《お問い合わせ先》

財団法人 民間都市開発推進機構

企画調査部 担当 吉谷、水本

TEL 03-5546-0797 FAX 03-5546-0794

URL <http://www.minto.or.jp>